

真庭市内の建築物等における真庭産材等の利用の促進に関する方針

策定 平成 23 年 3 月 28 日

変更 令和 4 年 3 月 23 日

第 1 本方針の趣旨・目的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年 法律第36号）」（以下「法」という。）に基づく、国並びに県の基本方針に即し、「真庭市内の建築物等における真庭産材等の利用の促進に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

第 2 定義

この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)真庭産材 市内の製材業者が製材した木材をいう。
- (2)公共建築物 法第 2 条第 2 項第 1 号及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年 政令第203号）第 1 条各号に規定する建築物をいう。
- (3)非公共建築物 建築基準法（昭和25年 法律第201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、公共建築物を除く建築物をいう。

第 3 真庭産材の利用の促進に関する基本的事項

1 真庭産材の利用の促進に関する基本的方向

真庭市の828km²という広大な面積のおよそ 8 割は森林であり、さらにその約 6 割が人工林となっている。樹種は 7 割が桧であり、時の経過により育まれた良質な木材と、蓄積した職人技の製材、乾燥の技術が融合して高品質な製品「美作桧」ブランドを確立している。

そのような豊かな森林資源を背景に、原木市場 3 市場、製材所約30社、製品市場 1 市場が立地し、西日本有数の林業・製材業の集散地となっており、真庭地域における原木生産から、製材・加工、製品販売までのサプライチェーンが構築されている。用材以外の木材については木質バイオマス発電所で燃料に用いるなど、余すことなく「木を使い切る」仕組みを構築している。

現在、真庭地域における齢級構成は、8～13齢級での分布が多く、市の森林資源が本格的な利用期を迎えており、今後、市内で調達可能な原木の大径化が進んでいくことが見込まれる。また、人口減少・高齢化が進む我が国において、中長期的には、用材の主たる供給先である住宅市場にその強い影響が生ずることが見込まれる。

この一方で、昨今、2050年カーボンニュートラルやSDGsに関する国内外における関心の高まりを受け、森林の持つ多面的機能や木材による炭素固定機能に大きな注目が集まっており、森林や資源の有効利用に向けて大きな追い風が吹いている。このようなチャンスを活かしながら人と森とが上手に付き合っていくためには、中長期にわたり持続的に「伐って、使って、植えて、育てる」森林利用のサイクルを回していく必要があり、この観点で木材利用の重要性が高まっている。国全体の動きに目を移せば、これまであまり活用されなかった中高層建築物への木材利用が増加していくことが期待されるほか、再生可能エネルギーの需要拡大に伴い、木質バイオマス発電にも注目が集まっており、木材チップ需要も高まっていくことが期待されるなど、木材利用拡大に向けたチャンスが広がってきている。

このため、真庭市としては、このような木材をめぐる環境の変化に対応し、真庭産材の利用の促進を図るべく、

- ①品質・性能に優れた真庭産乾燥材や森林認証材の更なる需要拡大
- ②中高層建築物等への新たな需要が期待されるCLT等の利用促進
- ③広葉樹や林地残材、大径材などの資源の利用拡大等

を推進することで、真庭市内の木材関連産業の活性化と市内の森林の適正な整備・更新の好循環の創出を図るものとする。

2 真庭産材の利用促進のために実施する施策

(1) 公共建築物等への真庭産材の利用促進

市民に対し、木とふれあい木の良さを実感する機会を幅広く提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共建築物（市以外の者が整備する建築物を含む。）の整備に当たっては、原則として木造とすることとし、木造とすることが困難な場合にも、内装等の木質化に努めることとする。また、中大規模建築物など、展示効果や先駆性、普及性の高い非公共建築物においても木造化・木質化を進め、CLTや森林認証材など真庭産材の利用を促進する。

更に、市の実施する公共工事においても、真庭産材等を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法に努めるものとする。

加えて、公共建築物において使用される備品及び消耗品の導入に当たっても、国の基本方針及び県の指針並びに本方針に沿って、真庭産材を原料としたものを使用するよう努めるとともに、冷暖房器具やボイラー等の設備を設置する場合には、木質バイオマス由来の燃料を使用するものの導入に努めるものとする。

(2) 木造住宅や非公共建築物等への利用促進

市内での住宅の新築やリノベーションに当たって、真庭産材の活用を促進する。この際、木造住宅が固定している炭素貯蔵量を可視化する取組を推進することによ

り、木材需要の喚起のみならず、市民個人が木のユーザーであるということを自覚でき、それぞれの行動が環境への貢献につながるという意識の醸成を図るよう努めるものとする。

(3) 木工製品等を活用した普及啓発やその販路開拓の促進

真庭で製作される木工製品等を活用した普及啓発を行う。真庭産材を使用した新しい木製品の開発やブランド化等を進めるとともに、真庭産材の利用拡大を図るものとする。更に、市内に存する木工品製造業者と市内外の優れた技術や知見を有する企業や業者との結びつきを促進し、「木のまち」としての地域価値の向上に努めるものとする。

また、このような活動の目指すところ及びその意義について周知し、木材利用促進の意義について広く市民の関心と理解を深めるため、積極的に市民への普及啓発を行っていくものとする。特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、事業者関連団体等とも連携し、これを行うものとする。

(4) CLTの普及促進

市内の建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、CLTに関する先進的な技術の情報提供に努め、また、これらに関する調査研究結果及びその成果の発信等に努めるものとする。このことについては、第2期岡山連携中枢都市圏ビジョンに基づく事業により、真庭市のCLT普及促進の取組及びその意義を広く学生や企業などへ周知し、CLTの利活用や人材育成等に関する普及啓発に努めるものとする。

また、CLTの普及に当たっては、CLT建築の分野における真庭市及び真庭の木材関連産業全体の地位向上のため、製品の経済性や工法など、改善すべき重要な課題の解決に向けて、他分野の専門家との連携を模索しながら取り組むよう努めるものとするとともに、縮小が見込まれる我が国の住宅市場の見通しを踏まえ、海外への輸出も含めた販路開拓への取組の促進に努めるものとする。

(5) エネルギー利用を含む広葉樹等の未利用資源の更なる活用

内装材や家具材としての需要、そしてエネルギー利用の燃料としての需要が高まっている広葉樹について、エネルギーを中心とした循環利用に向けた取組を推進するものとする。

(6) 建築物木材利用促進協定の周知及び活用

法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、民間の事業者等が整備する建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知及びその活用に努めるものとする。また、市が行う木材

の利用促進に関する事業等において、市と協定を締結した事業者に対する特例を設けるなど、当該協定制度が広く認知されるような取組を促進するものとする。

第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

真庭市が整備する公共施設や公共工事における木材の利用の促進については、平成19年9月に策定（令和4年3月改訂）した「真庭市有施設の木材利用推進指針」によるものとする。

第5 その他市内の建築物における木材利用の促進に関し必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意するものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

2 体制の整備に関する事項

真庭市は、法及び国県並びにこの方針を効果的に推進するため、県、市、森林組合、林業事業体、木材市場、素材生産業者等で構成されている、真庭システム協議会において、連絡調整等を行う。